

第 1 回デジタル関係制度改革検討会

「テクノロジーベースの規制改革」 の進捗について

2023年11月22日(水) デジタル庁デジタル法制推進担当

1. 技術検証事業

- ・ 第1～3期 検証実施事業者の報告

技術検証事業の類型と実施事業者

- ▶ 技術検証事業については、全3回（第1期～第3期）に分けて**類型ごとに検証実施事業者の公募**を進め、6月～8月にかけて実施。
- ▶ 第3期公募において、具体的提案のなかった類型・対象業務（法令）が存在したため、再公募も実施。一部の対象業務（法令）に関する追加の提案があり、最終的に**32事業（うち26事業開始済み）**を採択。準備が整った事業から随時公表しており、今回、新たに13事業を公表予定。
- ▶ 実施計画等の調整が完了した事業については、順次実証を開始。

第1期公募分

類型	実証件名	所管府省庁等	条項数	実施事業者（共同実証を含む）
3	ドローン、3D点群データ等を活用した構造物等の検査の実証	内閣府 経産省 国交省	34	一般財団法人日本建築設備・昇降機センター
				総合警備保障株式会社
				株式会社NTTデータ
				株式会社ミラテックドローン
6	カメラ、ドローン、ロボット、AI等を活用した自然物等の実地調査の実証	環境省 大分県	8(1)	株式会社NTT e-Drone Technology
				アイオーネイチャラーラボ株式会社、他4事業者
				イームズロボティクス株式会社、国立大学法人福島大学
				KDDIスマートドローン株式会社
8	カメラ、リモート監査システム等を活用した施設・設備等の遠隔検査モデルの実証	農水省 経産省 大分県	11(1)	株式会社オーイーシー
				Fairy Devices株式会社
				沖コンサルティングソリューションズ株式会社
				アレドノ合同会社
13	情報の加工・流用防止技術等を活用した閲覧の実証	総務省	4	株式会社テクノロジックアート
				一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
14	学習管理システム等を活用したオンライン法定講習の実証	経産省	4	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会、 一般財団法人電気工事技術講習センター

第2期公募分

類型	実証件名	所管府省庁等	条項数	実施事業者（共同実証を含む）
1	ドローン、画像解析技術等を活用した監視の実証	経産省	1	パーソルプロセス&テクノロジー株式会社
7	ドローン、カメラ、レーザー距離計等を活用した実地調査の実証	経産省	36	株式会社パスコ
9	図面等のOCR、画像分析等を活用した安全検査・点検の実証	経産省 国交省	275	DataLabs株式会社 シャープ株式会社、清水建設株式会社 前田建設工業株式会社 株式会社ミラテックドローン
11	センサー、カメラ等を活用した施設等の管理・監督業務の実証	経産省	1	KDDIスマートドローン株式会社
12	遠隔操作、カメラ等を活用した特定技能・経験を有する者が行う業務代替の実証	農水省	1	株式会社Ridge-i

第3期公募分

類型	実証件名	所管府省庁等	条項数	実施事業者（共同実証を含む）
2	非破壊検査技術等を活用した地盤面下の設備の定期点検の実証	経産省	6	提案なし
4	センサー、AI解析等を活用した設備の状態の定期点検の実証	経産省 国交省 環境省	57	一般財団法人日本建築設備・昇降機センター
5	IoT、センサー等を活用した設備の作動状況の定期点検の実証	経産省 国交省 大分県	13(2)	株式会社モルフォAIソリューションズ
10	センサー等を活用した環境（水質・大気）の定期検査の実証	経産省 国交省	9	環境計測株式会社

※「条項数」には一部告示・通知・通達等を含む。（）内は大分県関連の条項数で外数である。

技術検証採択事業①

実証類型	採択事業者	対象となる業務（法令）	実証の概要	活用技術
実証類型1 （ドローン、画像解析技術等を活用した監視の実証）	パーソルプロセス&テクノロジー株式会社	鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第40条第2項第2号に基づく、火薬類の盗難及び火災防止のための監視業務	鉱山における火薬類の盗難防止や火災防止のための監視行為について、カメラ、ドローン、UGV等を活用して、人による監視と同等の精度にて、判定が可能な性能を備えているかを実証する。	<ul style="list-style-type: none"> ● ドローン ● AI ● UGV ● カメラ ● 低軌道衛星通信 等
実証類型3 （ドローン、3D点群データ等を活用した構造物等の検査の実証）	総合警備保障株式会社	建築基準法第12条第1項・第2項、第88条第1項、建築基準法施行規則第5条第2項、第5条の2第1項、第6条の2の2第2項、第6条の2の3第1項に基づく特定建築物等の定期調査・点検	有資格者が対象施設に赴いて目視や打診で実施している特定建築物等（一定の用途・規模を満たす建築物）の法定点検について、有資格者が対象施設に赴かなくても、従来の点検と同等以上の精度を維持しつつ、効率的に点検が可能かを実証する。	<ul style="list-style-type: none"> ● ドローン ● スマートグラス ● カメラ（スマートフォン） 等
	一般財団法人日本建築設備・昇降機センター	建築基準法第12条第1項・第2項、第88条第1項、建築基準法施行規則第5条第2項、第5条の2第1項、第6条の2の2第2項、第6条の2の3第1項に基づく特定建築物等の定期調査・点検	検査員が目視により確認している観覧車、ジェットコースター等の定期検査について、ドローン搭載のカメラで撮影した画像で、構造や軌道の腐食、変形、き裂、破損等が判定可能かを実証する。	<ul style="list-style-type: none"> ● ドローン ● 3Dモデル 等
	株式会社ミラテクドローン	建築基準法第12条第1項・第2項、第88条第1項、建築基準法施行規則第5条第2項、第5条の2第1項、第6条の2の2第2項、第6条の2の3第1項に基づく特定建築物等の定期調査・点検	ドローンの撮影等によって点検対象の状態をデータ化し、当該データから3Dモデルを作成するとともに、AIを用いた画像解析等を行い、損傷や劣化状況等を自動判定できるかを実証する。	<ul style="list-style-type: none"> ● ドローン ● AI ● 3Dモデル 等
	株式会社NTTデータ	災害対策基本法第90条の2に基づく被災住家の被害認定調査	水害における住家被害認定調査業務において、調査計画の策定、被害状況の判定において、ドローン、衛星画像、GISデータ、3Dモデル、AI画像解析等の活用し、業務の効率化が可能かを検証する。	<ul style="list-style-type: none"> ● ドローン ● 衛星画像 ● GISデータ ● 3Dモデル ● 光センサー（LiDAR） ● AI 等

技術検証採択事業②

実証類型	採択事業者	対象となる業務（法令）	実証の概要	活用技術
<p>実証類型4 （センサー、AI解析等を活用した設備の状態の定期点検の実証）</p>	<p>一般財団法人日本建築設備・昇降機センター</p>	<p>建築基準法第12条第3項・第4項及び建築基準法施行規則第6条、第6条の2第1項に係る建築設備等の定期検査・点検</p>	<p>検査員が目視により確認している昇降機等の定期検査について、センサー等を組み込んだ保守点検ツールを活用した点検手法によって、検査員による目視での点検と同等の精度でのブレーキやスイッチの作動状況等の判断ができるのかを実証する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● センサー 等
<p>実証類型5 （IoT、センサー等を活用した設備の作動状況の定期点検の実証）</p>	<p>株式会社モルフォAIソリューションズ</p>	<p>大分県企業局事業用電気工作物保安規程第11条及び第12条に係る電気工作物の巡視</p>	<p>大分県企業局の発電所職員及び委託事業者が実施している電気工作物（水力発電所等）の巡視等の業務におけるアナログ計器（ダイヤル温度計、ダイヤル圧力計、油面計、棒状温度計等）の確認について、AIによる画像解析やカメラ等を活用し、巡視等の業務を遠隔化できるかを実証する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● カメラ ● AI 等

技術検証採択事業③

実証類型	採択事業者	対象となる業務（法令）	実証の概要	活用技術
実証類型 6 （カメラ、ドローン、ロボット、AI等を活用した自然物等の実地調査の実証）	株式会社NTT e-Drone Technology	南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第15条に係る南極環境構成要素の目視調査	南極地域活動に際して、南極地域に生息又は生育する動植物の生息状態（構成種及び個体数）を目視により観測又は測定する実地調査について、寒冷条件でも飛行可能なドローンを用いて、人が現地に赴き実施する実地調査の代替が可能であるかを実証する。	<ul style="list-style-type: none"> ● ドローン ● カメラ 等
	（共同実証） <ul style="list-style-type: none"> ● アイオーネイチャーラボ株式会社 ● 九州電力株式会社 ● 株式会社セレス ● MSR合同会社 ● 株式会社ブルースコンサルティング 	大分県環境緑化条例第23条に係る実地調査	特別保護樹木（樹林）の指定申請等における実地調査について、ドローン、レーザー測量やGISデータ等によって、デジタル代替することが可能かを実証する。	<ul style="list-style-type: none"> ● カメラ ● ドローン ● レーザー測量 ● GISデータ ● IoTセンサー ● 3Dモデル ● AI 等
	（共同実証） <ul style="list-style-type: none"> ● イームズロボティクス株式会社 ● 国立大学法人福島大学 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境保全法第28条、第31条、第47条に係る実地調査 ● 自然公園法第33条、第62条、第76条及び、自然公園法施行規則第13条の5に係る実地調査 	福島県の特定復興再生拠点区域と帰還困難区域の境界エリアにおいて、イノシシが通った「けもの道」から、生態調査が可能かを実証する。 具体的には、熱赤外線カメラによる定点観測を通じてイノシシの「けもの道」を特定し、当該けもの道の上空からドローンに搭載した赤外線カメラやマルチスペクトルカメラによる撮影を行い、出没パターンの解析を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ● カメラ（赤外線カメラ、マルチスペクトルカメラ） ● ドローン 等
	KDDIスマートドローン株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境保全法第28条、第31条、第47条に係る実地調査 ● 自然公園法第33条、第62条、第76条及び、自然公園法施行規則第13条の5に係る実地調査大分県環境緑化条例第23条に係る実地調査 	国立公園等において、ドローンやトレイルカメラ等を利用し、動植物や風景・景観、土地利用状況等を撮影し、取得したデータをAIで分析・検証し、動植物や自然環境等の実地調査の効率化を実証する。	<ul style="list-style-type: none"> ● カメラ（トレイルカメラ、マルチスペクトルカメラ） ● ドローン（着水型を含む） ● AI ● 低軌道衛星通信 等

技術検証採択事業④

実証類型	採択事業者	対象となる業務（法令）	実証の概要	活用技術
実証類型7 （ドローン、カメラ、レーザー距離計等を活用した実地調査の実証）	株式会社パスコ	火薬類取締法施行規則第44条及び第44条の5の検査方法に従って行う火薬類関連施設の土堤等の完成検査・保安検査（施設等間の距離、構造物の高さ、こう配、厚さ等を計測するもの）	火薬類関連施設周辺の衛星画像を取得し、その解析結果と実際の地図データ等を比較することによって、施設間の距離等の現地検査を代替可能か実証する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 衛星画像 ● GISデータ ● IoTセンサー 等
実証類型8 （カメラ、リモート監査システム等を活用した施設・設備等の遠隔検査モデルの実証）	アレドノ合同会社	<ul style="list-style-type: none"> ● 火薬類取締法施行規則第44条の7第2項及び第44条の9第2項に係る現地検査 ● 高圧ガス保安法第59条の35及び第62条に係る立入検査 	汎用的なリモート会議システムを中心に、PC、スマートフォン、タブレット等の機器を連携させることで、検査・調査の効率化・省人化を実証する。	<ul style="list-style-type: none"> ● オンライン会議システム ● カメラ（スマートフォン、書画カメラ） ● ウェアラブルデバイス 等
	株式会社オーイーシー	火薬類取締法施行細則第8条に係る実地調査	現地に赴かず、非常設のカメラ等を用いて、申請者が撮影する映像をリアルタイムで遠隔から確認し、申請内容に適合したものになっていることを判断できるかを実証する。	<ul style="list-style-type: none"> ● オンライン会議システム ● カメラ（スマートフォン） 等
	沖コンサルティングソリューションズ株式会社	地力増進法第16条及び第17条に係る立入検査	専門職員2人1組で製造・販売事業者の工場等に赴いて実施している立入検査を、デジタル技術を用いることにより1名現地・1名遠隔地での体制で実施し、現在と同等レベル以上の検査や判定の可否を実証する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 遠隔支援システム ● オンライン会議システム ● カメラ（スマートフォン） 等
	Fairy Devices株式会社	高圧ガス保安法第59条の35及び第62条に係る立入検査	事業者独自の首掛け型ウェアラブルデバイスを用いた遠隔支援システムを活用し、高圧ガス保安協会事務所や事業所における施設・設備、帳簿類等の情報を遠隔から取得することで、立入検査業務の効率化・省人化が実現可能であることを実証する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 遠隔支援システム ● オンライン会議システム ● 首掛け型ウェアラブルデバイス（カメラ・マイク付き） 等

技術検証採択事業⑤

実証類型	採択事業者	対象となる業務（法令）	実証の概要	活用技術
実証類型9 （図面等のOCR、 画像分析等を活用した 安全検査・点検の 実証）	DataLabs株式会社	建築基準法第7条から第7条の4 に基づく中間検査・完了検査	検査員等が現場で目視・手作業により確認・測定する配筋検査業務について、3次元データを活用することによって、業務の効率化等を図ることができるかを実証する。 具体的には、タブレットやレーザースキャナ等で取得した鉄筋の点群データを3Dモデル化することで、配筋検査業務において確認が必要な数値情報を自動で抽出する事業者独自の「配筋検査ツール」を使って実証する。	<ul style="list-style-type: none"> ● レーザースキャナ ● 3Dモデル 等
	（共同実証） ● シャープ株式会社 ● 清水建設株式会社	建築基準法第7条から第7条の4 に基づく中間検査・完了検査	検査員等が現場で目視・手作業により確認・測定する配筋検査業務について、同一の鉄筋を3つのカメラ（配筋検査システム）で撮影し、取得した画像の解析をするとともに、配筋を3Dモデル化することによって、効率化等を図ることができないかを実証する。	<ul style="list-style-type: none"> ● カメラ ● 3Dモデル ● BIMデータ 等
	前田建設工業株式会社	建築基準法第7条から第7条の4 に基づく中間検査・完了検査	検査員等が現場で目視・手作業により確認・測定する配筋検査業務について、360度カメラ、ARマーカ―やBIMデータを活用して作成した現場の3Dモデル上で、仮想のメジャー等を設置することによって、デジタル空間上で実際の検査等を再現することができるかを実証する。	<ul style="list-style-type: none"> ● カメラ ● 3Dモデル ● BIMデータ ● AR 等
	株式会社ミラテクドローン	火薬類取締法施行規則第44条及び第44条の5の検査方法に従って行う火薬類製造施設・火薬庫の安全措置（表示、設置状況、爆発等防止措置）等の完成検査・保安検査	ドローン、レーザースキャナ等を用いて画像データ等を取得し、3Dを含むCADデータにすることによって、火薬類関連施設の設備状況や構造といった安全措置等の現地検査を代替できないかを実証する。	<ul style="list-style-type: none"> ● ドローン ● 3Dモデル ● レーザースキャナ ● カメラ（スマートフォン） ● AI 等

技術検証採択事業⑥

実証類型	採択事業者	対象となる業務（法令）	実証の概要	活用技術
<p>実証類型10 （センサー、AI解析等を活用した設備の状態の定期点検の実証）</p>	環境計測株式会社	<p>鉱山保安法施行規則第18条第17号、第21条第1項第3号、第26条第1号、第29条第1項第16号、第17号及び第19号に係る定期検査</p>	<p>休廃止鉱山から排出される坑廃水の処理場における水量や水質の測定について、センサーを用いた常時監視体制を構築し、現行の人手による測定方法と同等以上の精度を維持して行うことができるかを実証する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● センサー ● AI ● 低軌道衛星通信 ● 太陽光パネル 等
<p>実証類型11 （センサー、カメラ等を活用した施設等の管理・監督業務の実証）</p>	KDDIスマートドローン株式会社	<p>鉱山保安法第26条第1項に基づく鉱山における作業監督業務</p>	<p>鉱山での作業時等に監督者が現場に専任で当たることとされている監督業務について、ドローンを自動巡回させ、映像をリアルタイムで遠隔地に伝送することによって、鉱山施設の現場で行っている監視業務等の遠隔実施が可能か実証する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ドローン ● 低軌道衛星通信 等
<p>実証類型12 （遠隔操作、カメラ等を活用した特定技能・経験を有する者が行う業務代替の実証）</p>	株式会社Ridge-i	<p>養鶏振興法第7条第1項第2号に定めるふ化場における技能・経験を有する者の業務</p>	<p>特定技能・経験を有する者がふ化場に常駐して行っている雛鳥の健康状態の判別業務等について、監視カメラ、センサー等を活用し、遠隔モニタリングシステムを構築することによって、特定技能・経験を有する者が常駐しなくとも業務を行うことが可能かを実証する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● カメラ ● センサー ● AI 等

技術検証採択事業⑦

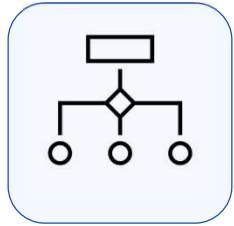
実証類型	採択事業者	対象となる業務（法令）	実証の概要	活用技術
実証類型13 （情報の加工・流用防止技術等を活用した閲覧の実証）	株式会社テクノロジックアート	<ul style="list-style-type: none"> ● 公害紛争の処理手続等に関する規則第64条第1項等に基づく記録の閲覧 ● 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第39条第2項に基づく調書の閲覧 	公的機関等の閲覧室等での文書の閲覧について、情報の加工・流用防止技術やオンラインでの本人確認技術等を活用し、オンラインで閲覧申請者本人のみに適切に情報開示が可能となるモデルを構築することで、立会人による監視を不要とするとともに閲覧者の利便性の向上を図ることができるかを実証する。	<ul style="list-style-type: none"> ● NFT ● ブロックチェーン ● ID認証 ● 覗き見防止アプリケーション等
	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会	<ul style="list-style-type: none"> ● 公害紛争の処理手続等に関する規則第64条第1項等に基づく記録の閲覧 ● 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第39条第2項に基づく調書の閲覧 	公的機関等の閲覧室等で閲覧させている文書について、当該文書の電子データの改ざん・改変の有無をブロックチェーン等を活用して判定することで、オンライン上での文書閲覧の実現に資するかを実証する。	<ul style="list-style-type: none"> ● ブロックチェーン ● ID認証等
実証類型14 （学習管理システム等を活用したオンライン法定講習の実証）	（共同実証） <ul style="list-style-type: none"> ● 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会 ● 一般財団法人電気工事技術講習センター 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気工事士法第4条の3第1項に基づく第一種電気工事士定期講習 ● 電気工事士法施行規則第4条の2第1項に基づくネオン工事資格者認定講習、非常用予備発電装置工事資格者認定講習 ● 電気工事士法施行規則第4条の2第2項に基づく認定電気工事従事者認定講習 	講習修了証のペーパーレス化に向けて、ブロックチェーン等を活用したトラスト基盤を利用することで、電子化された講習修了証の改ざん・改変の有無を判定することができるかを実証する。	<ul style="list-style-type: none"> ● ブロックチェーン ● ID認証等

2. 技術カタログ

- ・ 技術カタログ運用タスクフォースの設置報告
- ・ 第3回技術カタログ公募の実施について
- ・ 第4回以降の技術カタログ公募に向けて

技術カタログの整備プロセス

- ✓ 技術カタログは、規制領域で活用しうる具体的な製品・サービス等の技術保有機関からの応募により掲載。
- ✓ 以下のプロセスにより、公募分野を設定・公募を実施し、提供された製品・サービス情報を精査のうえ、技術カタログとして掲載。



公募分野・公募要件の決定

- 「技術検証」を要しない規制類型から公募分野を決定
- 規制類型に含む業務プロセスを分析・ヒアリングを行い、公募要件を決定

掲載情報の公募

- 技術保有機関より製品・サービスの情報提供を依頼（公募）
- 情報提供時の入力項目は、製品・サービスの利用者が規制見直しや調達時等の参考となるよう選定

公募結果の事前確認

- 提供された製品・サービス情報等について、「技術カタログ運用タスクフォース」が確認
- 必要に応じて、技術保有機関への追加情報提供を依頼

技術カタログの掲載

- デジタル庁ホームページに掲載（将来的に専用ポータルを開設）
- 掲載済みの製品・サービス情報に更新があるため、技術保有機関からの情報提供を継続

+

テクノロジーマップへ反映

- 新たな技術が発掘された場合、マップへ反映
- 技術成熟度が低く今後成長が見込まれる分野はポテンシャル領域としてマップへ反映

サイバーセキュリティ・サプライチェーンリスクへの追加対応【再掲】

- ✓ 技術カタログに掲載された製品・サービス情報等の活用に伴うリスクについては、デジタル庁で責任を負うものではない点、規約において明示する予定であるが、他方、デジタル庁により整備され、**政府（デジタル庁）のホームページ上で公開するカタログとして、最低限の信頼確保と提供情報の充実に図るため、以下の取組を追加で実施すること**としたい。

※技術カタログ利用者の適切なリスク判断等を支援するため、技術カタログへの入力項目の充実に図る。

① 「テクノロジーベースの規制改革推進委員会」の下に「**技術カタログ運用タスクフォース**」を設け、**技術カタログの公開前に、企業等から応募された入力情報の確認を行う。**

- タスクフォースのメンバーは当委員会座長の承認を得て決定する（当初は非公開、事後に公表を予定）

② **入力項目にサイバーセキュリティやソフトウェアサプライチェーンリスクに対応した項目を追加**する。

- 個人データを含む取り扱いデータの保護について、データの保管場所（国内／外）に加え、暗号化等の対策の有無や裁判管轄権の所在国、準拠法に関する項目を追加。
 - 「デジタル社会推進標準ガイドライン DS-310 政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」（デジタル庁、最終改定2022年12月28日）等を参照
- 約款上の賠償規定や担保的責任財産の概要などリスク発現時の対応に係る項目を追加
- ソフトウェアサプライチェーンリスクについて、ソフトウェアの特性や、特性を踏まえたセキュリティ対策の実施状況等についての項目を追加。

技術カタログ運用タスクフォースの設置報告

設置趣旨

デジタル関係制度改革検討会 テクノロジーベースの規制改革推進委員会の下、技術カタログへ掲載する技術情報に関するサイバーセキュリティ及びサプライチェーンリスクについての確認・検討を行うため、技術カタログ運用タスクフォース（以下「カタログTF」という。）を設置する。

構成員

- カタログTFの構成員はテクノロジーベースの規制改革推進委員会座長の承認を得た者とする。
- カタログTFにおける座長及び構成員については、公開することにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、原則非公開とする。
- カタログTFにおける座長及び構成員は、在任期間の終了後、任期中に携わった案件が技術カタログとして公表された後に、公表することとする。

運営等

- カタログTFは、原則として書面開催とする。
- 議事の内容については、公開することにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、非公開とする。

第3回技術カタログ公募の実施

カタログ類型③：「広域な利用状況・被害等の把握のデジタル化に関する技術」の公募

- ✓ 「地形等の形状、土地の利用状況等を対象とした広域な状況把握や、災害時における被害状況把握を可能とする、広域な利用状況・被害等の把握のデジタル化を実現する製品・サービス」について、広く応募を求める。
- ✓ 「ドローン」、「カメラ」などの広域かつ十分な精度でのデータを取得可能な技術や、取得データをAI等で分析・判断可能な技術を想定。

カタログ類型④：「事業場の管理・業務状況等の確認（実地調査）のデジタル化に関する技術」の公募

- ✓ 「事業場における施設・物品等の管理状況や業務・財務情報等の記録に対して、遠隔地にいる検査員が現地の検査員や調査先の受け入れ担当者、またはその両者とオンラインで接続し遠隔で調査・監査業務を行うことを可能とする、事業場の管理・業務状況等の確認（実地調査）のデジタル化を実現する製品・サービス」について、広く応募を求める。
- ✓ 現場での業務をサポート可能な「スマートグラス」や、「オンライン会議システム」などの実地調査においてリアルタイムでのコミュニケーションを支援する技術を想定。

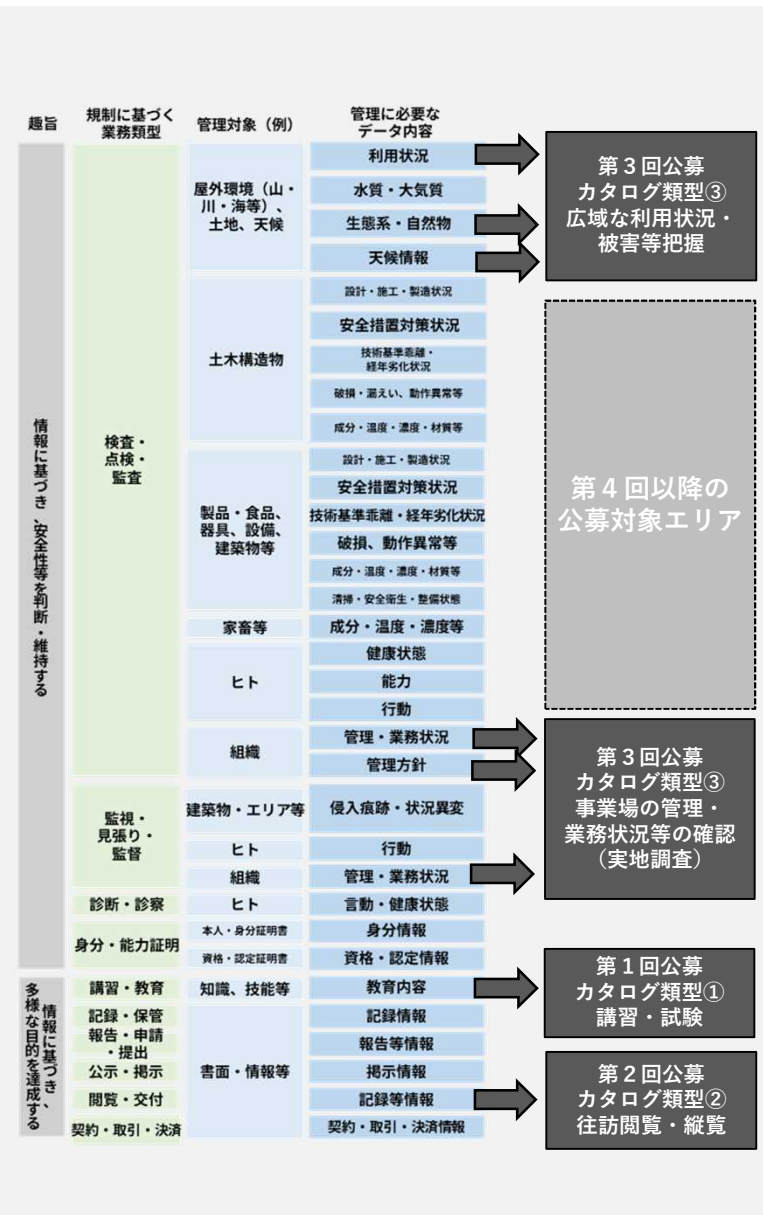
スケジュール : 公募開始：11月17日（金） 公募締切：12月22日（金） 公表時期：1月以降

留意事項 : 技術カタログは、あくまで規制所管省庁等がデジタル化を検討する上での参考情報を提供するものであり、**カタログに掲載する個別技術について、国が証明・認証等を行うものではない。**

一連のプロセスを満足する製品・サービスだけでなく、一部プロセスの製品・サービスも応募を認める。

公表方法 : 公募のあった製品・サービスの内容を確認後、デジタル庁HPにて、一覧表示予定

第4回以降の技術カタログ公募に向けて



技術検証を要しない条項を抽出し、類型化・公募テーマ設定

管理対象 (例)	管理に必要なデータ内容	公募予定類型
土木構造物	設備 <ul style="list-style-type: none"> 設計・施工・製造状況 技術基準乖離・経年劣化状況 安全措置対策状況 侵入痕跡・状況異変 	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">目視等</p> <p style="text-align: center; background-color: orange; color: white;">第4回 (12月中めど)</p> <p style="text-align: center;">カタログ類型⑤: 施工・経年劣化・安全措置対策 状況等確認、状況異変の検知</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">(目視) (例: 巡回口 ポット)</div> <div style="text-align: center;">(見張り) (例: カメラ+ AI)</div> </div> <p style="font-size: small;">管理対象物の種類が多く「業務と求められる機能 (応募フォーム)」の整理に時間を要する想定</p> </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">目視以外</p> <p style="text-align: center; background-color: blue; color: white;">第5回 (1月中めど)</p> <p style="text-align: center;">カタログ類型⑥: 施工・経年劣化・安全措置対策 状況等確認、状況異変の検知 (目視以外の手段への変更) (高頻度測定等による 間接的置き換え)</p> <p style="font-size: x-small;">管理対象物の網羅性と粒度感の確認が必要で、「業務と求められる機能 (応募フォーム)」の整理に時間を要する想定</p> </div> </div>
屋外環境 (山・川・海等)、土地、天候	<ul style="list-style-type: none"> 利用状況 	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white;">第3回 (11月公募)</p> <p style="text-align: center;">カタログ類型③: 広域な利用状況・被害等把握 (例: ドローン)</p> </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: blue; color: white;">第5回 (1月中めど)</p> <p style="text-align: center;">カタログ類型⑦: 測定・分析</p> <p style="font-size: x-small;">管理対象物の網羅性と粒度感の確認が必要で、「業務と求められる機能 (応募フォーム)」の整理に時間を要する想定</p> </div>
組織等	<ul style="list-style-type: none"> 管理・業務状況 管理方針 	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white;">第3回 (11月公募)</p> <p style="text-align: center;">カタログ類型④: 事業場の管理・業務状況等の確認 (実地調査) (例: ウェアラブルデバイス、リアルタイム通話・映像共有)</p> </div>
ヒト	<ul style="list-style-type: none"> 行動 	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; text-align: center;"> <p>ヒトの行動の監視・コミュニケーション等 (未確定)</p> </div>

3. コンソーシアム

- ・ RegTechコンソーシアムの活動報告
- ・ RegTech Day 開催報告

RegTechコンソーシアムの活動報告

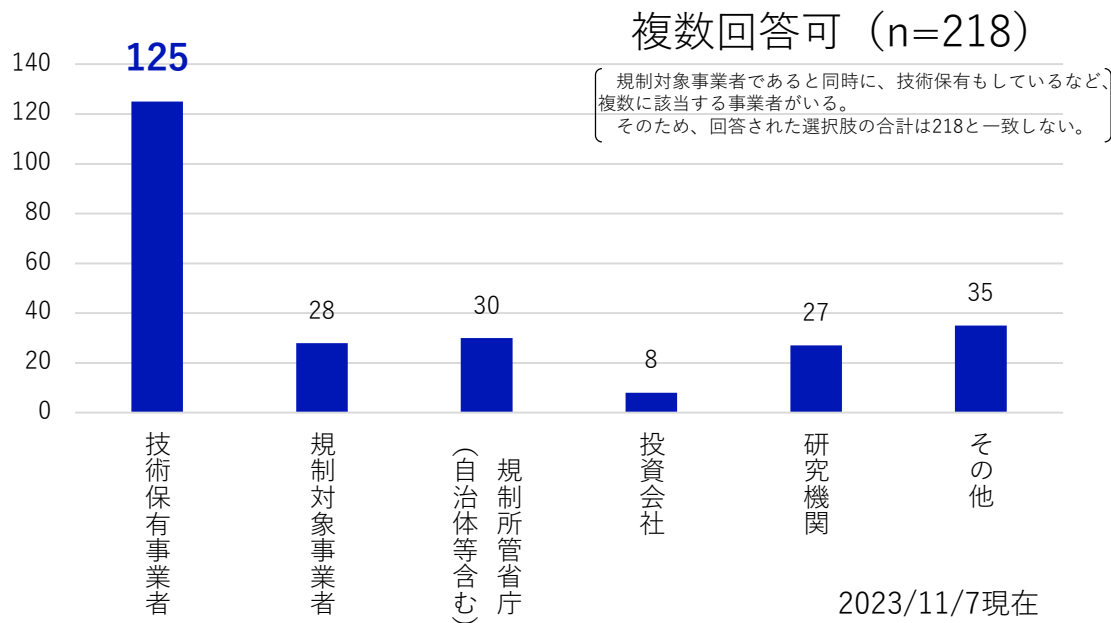
- ✓ 2023年8月4日、RegTechコンソーシアムコミュニティ（Slack）の利用登録を開始し、**コンソーシアムのキックオフイベント「RegTech Day」を2023年10月27日に開催**。447名参加。
- ✓ 今後、ピッチコンテストやシンポジウムを行うほか、事例勉強会などを通じ、コンソーシアム内におけるユーザー属性の幅を増やし、コミュニケーションの場を増やしていく。

※アナログ規制が求める目視や巡回などのアナログな手段を代替するテクノロジーの総称を **RegTech** と呼ぶ。

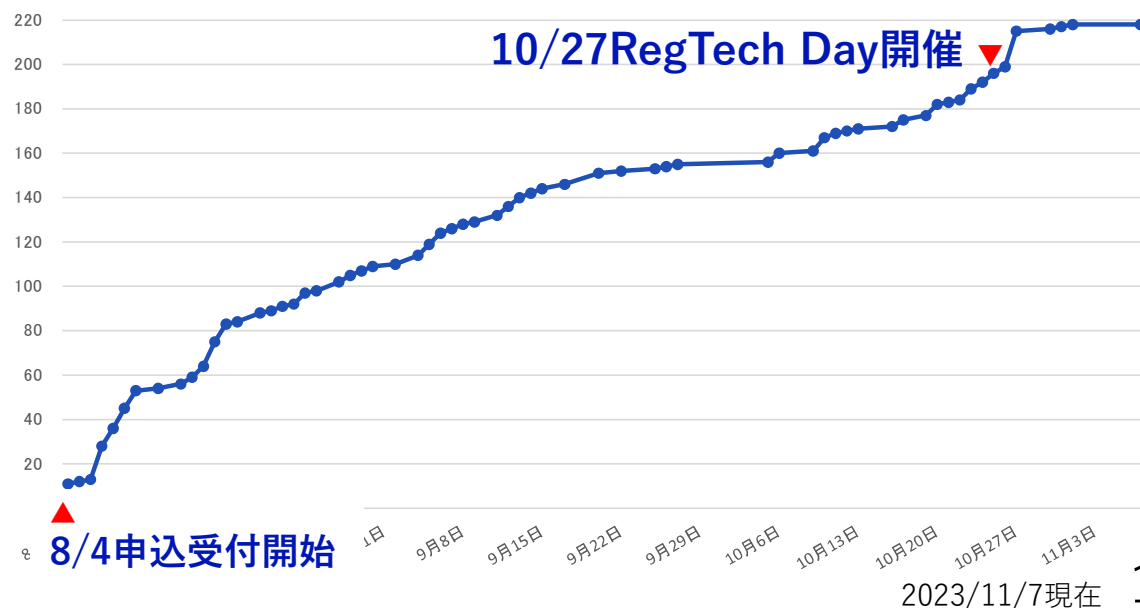
RegTechコンソーシアム
利用登録URL



RegTechコンソーシアムの申込者属性



RegTechコンソーシアム申込者数推移



RegTech Day 開催報告

- ✓ 2023年10月27日（金）13時よりオンラインイベントを生配信。
- ✓ 河野大臣による開会の挨拶に始まり、アナログ規制の見直しに関する基調講演の後、パネルディスカッション形式で有識者等による規制見直しに関する様々な意見交換が実施。
- ✓ 動画の延べ視聴回数は2,878回。（2023年11月21日時点）

A screenshot of a digital regulation map (テクノロジーマップ) showing various regulatory areas. The map is organized into columns and rows, with different colors representing different sectors or types of regulations. The columns are labeled with categories like '金融', '医療', '教育', '労働', '環境', 'エネルギー', '交通', '建設', '製造', '流通', '農業', '福祉', 'その他'. The rows list specific regulations and their associated technologies.

参加者からのコメント

- 「テクノロジーマップなどの取組は手段であって、テクノロジーベースの対話をする事、そもそも規制の目的自体も見直し検討すること、官民共創すべきこと、など、ホームページの情報などでは感じえない想いや可能性を感じることができてとても満足した。
- 日本発で世界と戦うためのマッピング、法規制への展開を人力で本気でやっていた。
- 地方自治体の担当者とデジタル庁とのパネルディスカッション（自治体の抱える課題とそれに対する対応）もぜひ見せてほしい。
- テクノロジーマップについて詳しい解説をききたい。



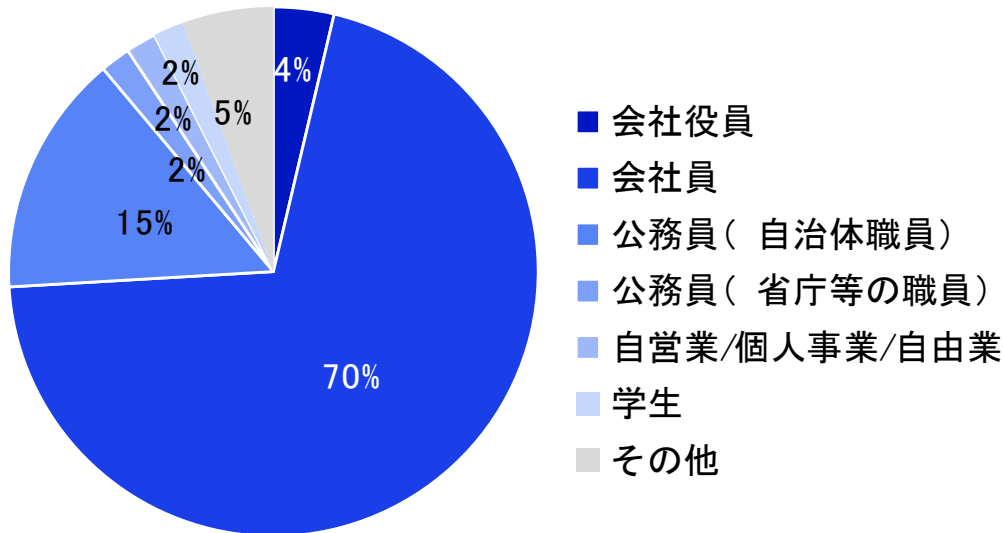
（出典）デジタル庁WEBサイト
RegTechコンソーシアム キックオフイベント「RegTechDay」

RegTech Day 参加者アンケート結果

- ✓ RegTech Day開催後のアンケートにおいて、回答者の約7割が会社員であり、約8割が満足と回答。
- ✓ アンケート内容に自治体に対してのイベント開催希望があったため、**事例勉強会を通して自治体等の会員**を増やしていく。

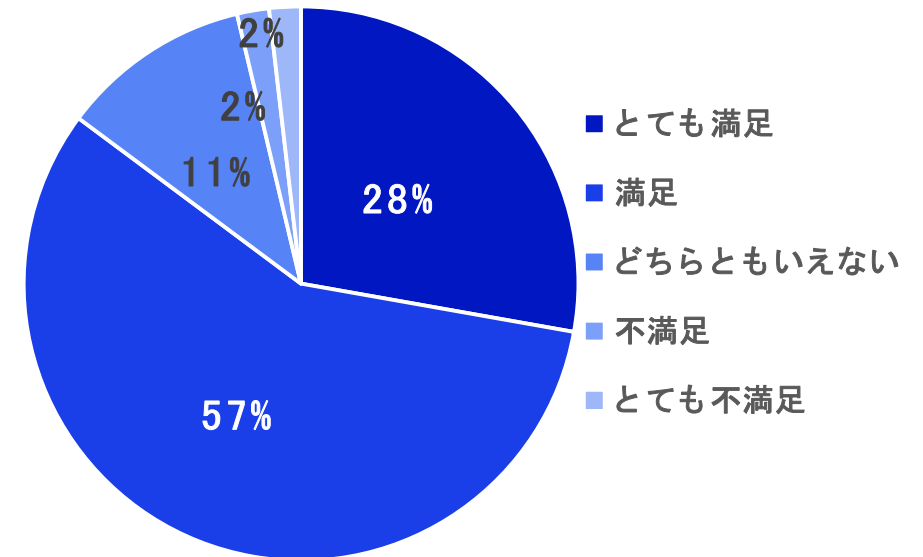
参加者の就業形態

Q.あなたの就業形態で、最も当てはまるものを一つお選びください。
(単一回答 n=54)

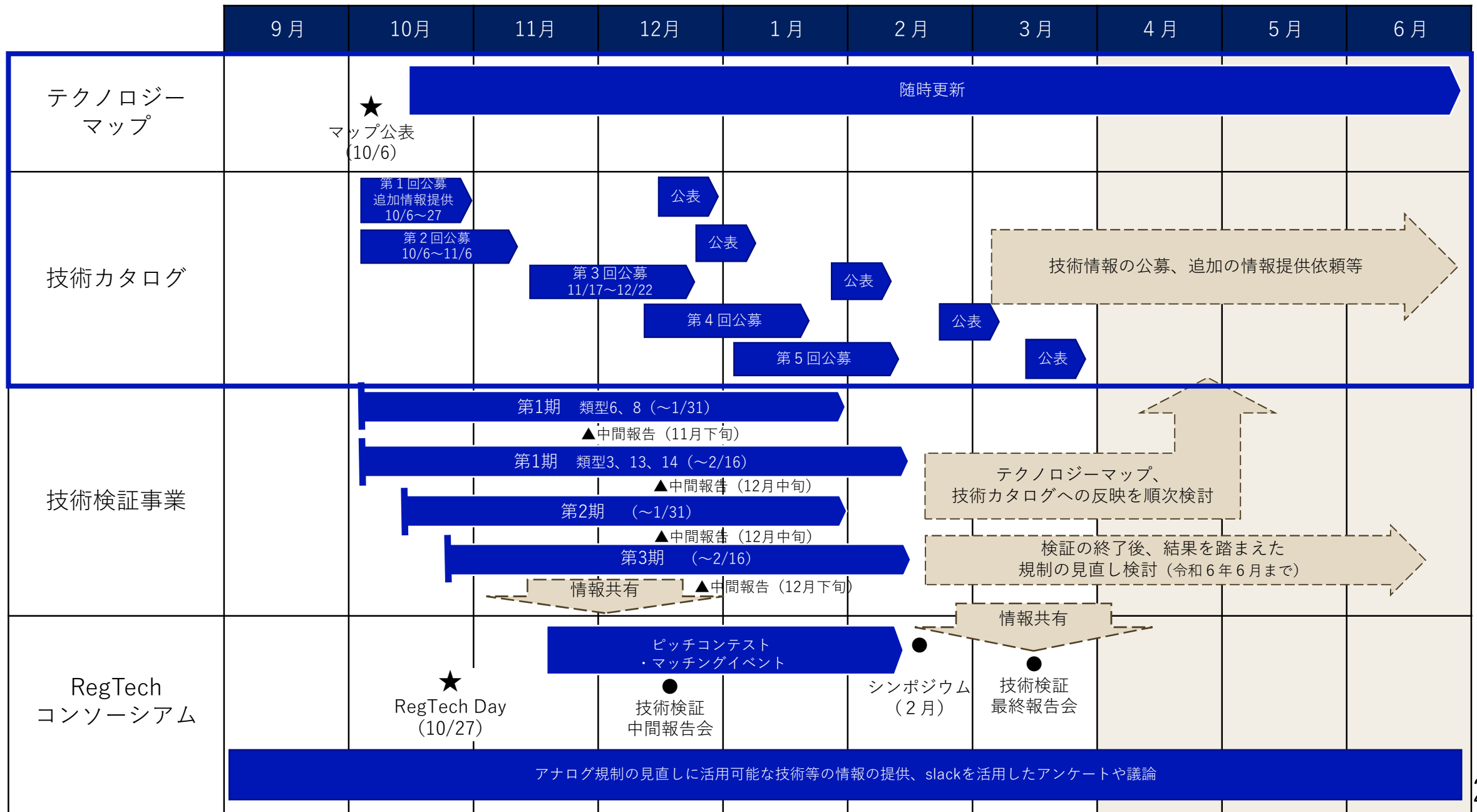


全体としての満足度

Q.RegTech Dayは全体としてご満足いただけましたか。
(単一回答 n=54)



テクノロジーマップ整備事業の今後のスケジュール



デジタル庁

Digital Agency